

説 明 資 料

〔事業者のデジタル化と記帳水準の向上〕

令和 7 年 11 月 13 日（木）

財 務 省

OECDにおける税務行政のトレンドの変化

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第1回）
財務省説明資料抜粋

○ デジタル技術の進展等を背景として、過去20年でOECDにおける税務行政のトレンドは大きく変化

焦点をあてる対象

申告情報



事業者の日常業務、第三者

手段・行うこと

税務調査



日常業務に税務が組み込まれるような環境整備
第三者の情報も活用した新たな納税者サービスの提供

※税務調査は税務コンプライアンスを支援するとともに、よりリスクベースに変化

コンプライアンス・リスク
マネジメント
(2004)

- ・最初の包括的なガイド
- ・税務調査より税務コンプライアンスが重要

行動を理解し
行動に影響を与える
(2010)

- ・税務コンプライアンスの推進には納税者行動の理解が必要

最初から正しく
(2012)

- ・「納税者に着目」から、「納税者の行動に影響を与える環境にも着目」へ

納税者の関与
(2013)

- ・利害関係者にも着目して納税プロセスを設計することが効果的

制度設計による
税務コンプライアンス
(2014)

- ・事業者が日常業務を行う中で、事務負担なく納税が完結する形を目指す

納税環境の変化と
税務調査の役割
(2017)

- ・新技術の出現で納税環境が変化。税務調査はより広範な役割を担う

シェアリング・ギグ・エコノミー
(2019)

- ・売主の納税を大きな事務負担なく実現するため、プラットフォーム事業者からの情報収集等が有用

税務行政3.0
(2020)

- ・税務行政のDXのためのビジョンを提示（次頁参照）

（出所） OECD

Compliance Risk Management: Managing and Improving Tax Compliance(2004), Understanding and Influencing Taxpayers' Compliance Behaviour(2010), Right from the Start: Influencing the Compliance Environment for Small and Medium Enterprises(2012), Together for Better Outcomes: Engaging and Involving SME Taxpayers and Stakeholders(2013), Tax Compliance by Design: Achieving SME Tax Compliance by Adopting a System Perspective(2014), The Changing Tax Compliance Environment and the Role of Audit(2017), The Sharing and Gig Economy: Effective Taxation of Platform Sellers(2019), Tax Administration 3.0: The Digital Transformation of Tax Administration(2020) を基に財務省にて作成（仮訳）

OECD「税務行政3.0」の概要（税務行政のDXのビジョン）

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第1回）
財務省説明資料抜粋

- OECD「税務行政3.0」（2020）は税務行政のDXのビジョンを提示。次のような姿が描かれている。
 - ・ 納税（Tax）は、自然システム（Natural Systems）と呼ばれる納税者の日常生活や事業活動と繋がり、事務負担が軽減されるようになる。
 - ・ 納税プロセスは、税務当局やデジタルプラットフォームを含む民間主体が協力する枠組みに組み込まれることで、リアルタイムで課税関係を確定でき、透明性や信頼性の高いものとなる。

税務行政3.0のビジョン



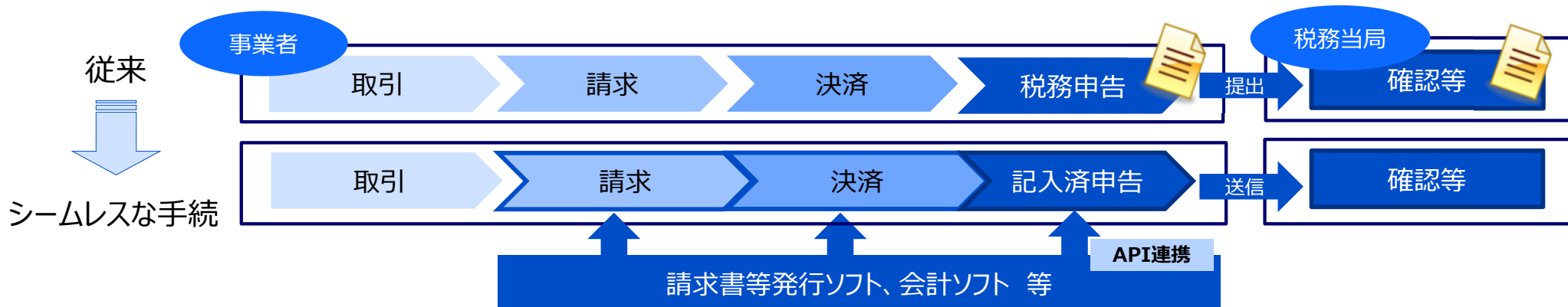
OECD「シームレスな税務に向けて」の概要

令和6年11月13日
経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第1回）
財務省説明資料抜粋

- OECDの報告書「シームレスな税務に向けて」(2022)においては、以下のような将来像や方向性が示されている。

1 API連携を前提としたサービス

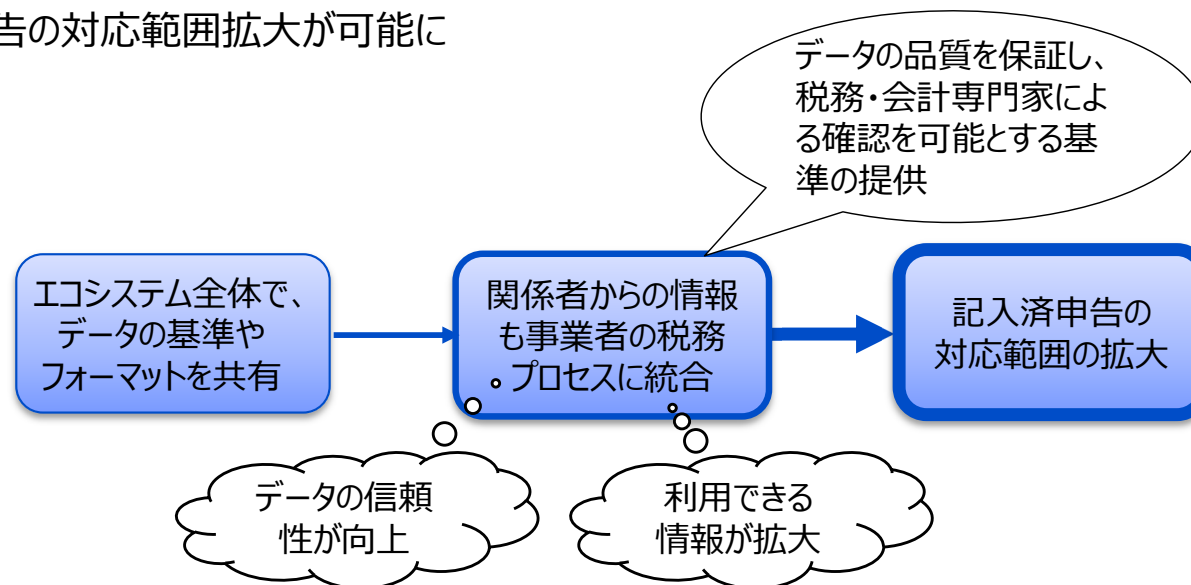
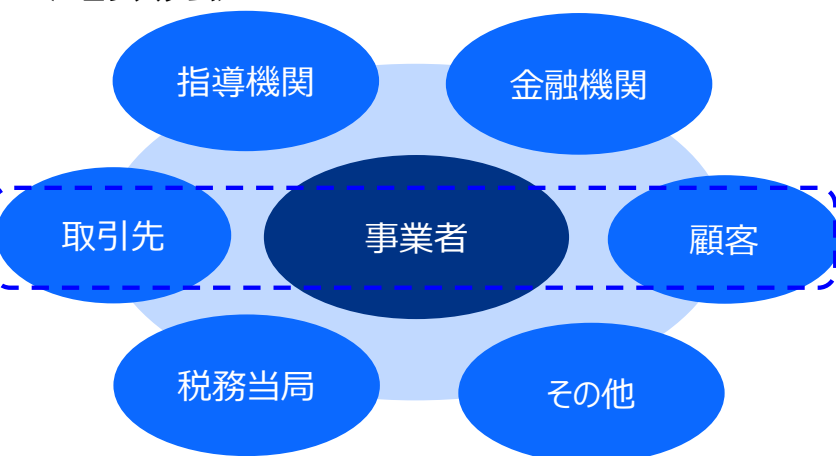
- 請求書等発行ソフト、会計ソフト等の利用やAPI連携により各工程が電子的に処理



2 事業者を取り巻く環境（エコシステム）とその関係者との協力・連携

- エコシステム内の関係者との協力により記入済申告の対応範囲拡大が可能に

<エコシステム>



デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し（令和7年度改正）

令和7年5月13日
経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備
に関する専門家会合（第2回）
財務省説明資料抜粋

【電子取引データの保存制度の概要】

- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
- 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

- 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。
- こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

	新設する送受信・保存の要件（注2、3）
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

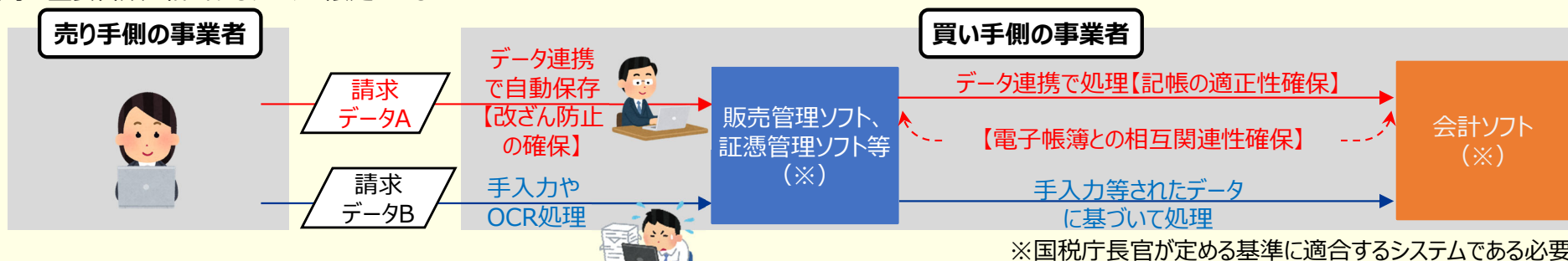
（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。

（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。

（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】

請求データAは、重加算税の加重を適用しない。



【青色申告特別控除の概要】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 (1)優良な電子帳簿の保存又は(2)電子申告をしている者
控除額	55万円	65万円



【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

- 上記の改正後は、左記の青色申告特別控除65万円については、(1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用できることとする。

（ 令 和 5 年 6 月
税 制 調 査 会 ）

第2部 個別税目の現状と課題

1. 個人所得税

2. 個人所得課税の課題

（3）税制の信頼を高めるための取組み

（デジタル技術を活用した納税者の利便性向上）

クラウド会計ソフトの発達等に伴い、小規模な事業者であっても大きな手間や費用をかけずに日々の取引に関する記録や記帳を正規の簿記の原則に従って行うことが可能な環境が整備されてきています。

正規の簿記の原則に従った記帳は、正しい所得金額を円滑に計算し、簡便かつ適正に申告・納付を行えるようになることから、納税者の利便性向上につながります。加えて、正確な記帳は事業者自身の経営状況の把握や取引先等の信頼性向上など経営基盤の構築につながります。

正規の簿記の原則に従った記帳を行っている個人事業主は現状約3割にとどまっていますが、今後は、新規事業者をはじめとして段階的に、小規模な事業者の事務負担には配慮しつつ、簡易な簿記等によらない記帳慣行の確立を目指していくべきです。

事業者における経営基盤の構築と簡便かつ適正な申告・納税の好循環を生み出すことができるよう、更なる申告の簡便化など税務手続きのデジタル化を推進するとともに、青色申告特別控除等の制度のあり方も検討していくことが求められます。

（令和5年6月
税制調査会）

第2部 個別税目の現状と課題

Ⅵ. 納税環境整備

2. 税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者が帳簿書類を備え付け、それに収入・支出を記帳し、それを基礎として申告を行うことが必要であり、日々の取引に関する記録の保存や記帳を正確に行うことが重要です。

近年、クラウド会計ソフトの発達等に伴い、小規模な事業者であっても大きな手間や費用をかけずに日々の取引に関する記録の保存や記帳を正規の簿記の原則に従って行うことが可能な環境が整備されてきています。トレーサビリティ（訂正等の履歴）の確保された会計ソフト等の普及も進みつつあり、改ざんの防止や、適正性が確保されたデータに基づく申告につながるなどが期待されています。

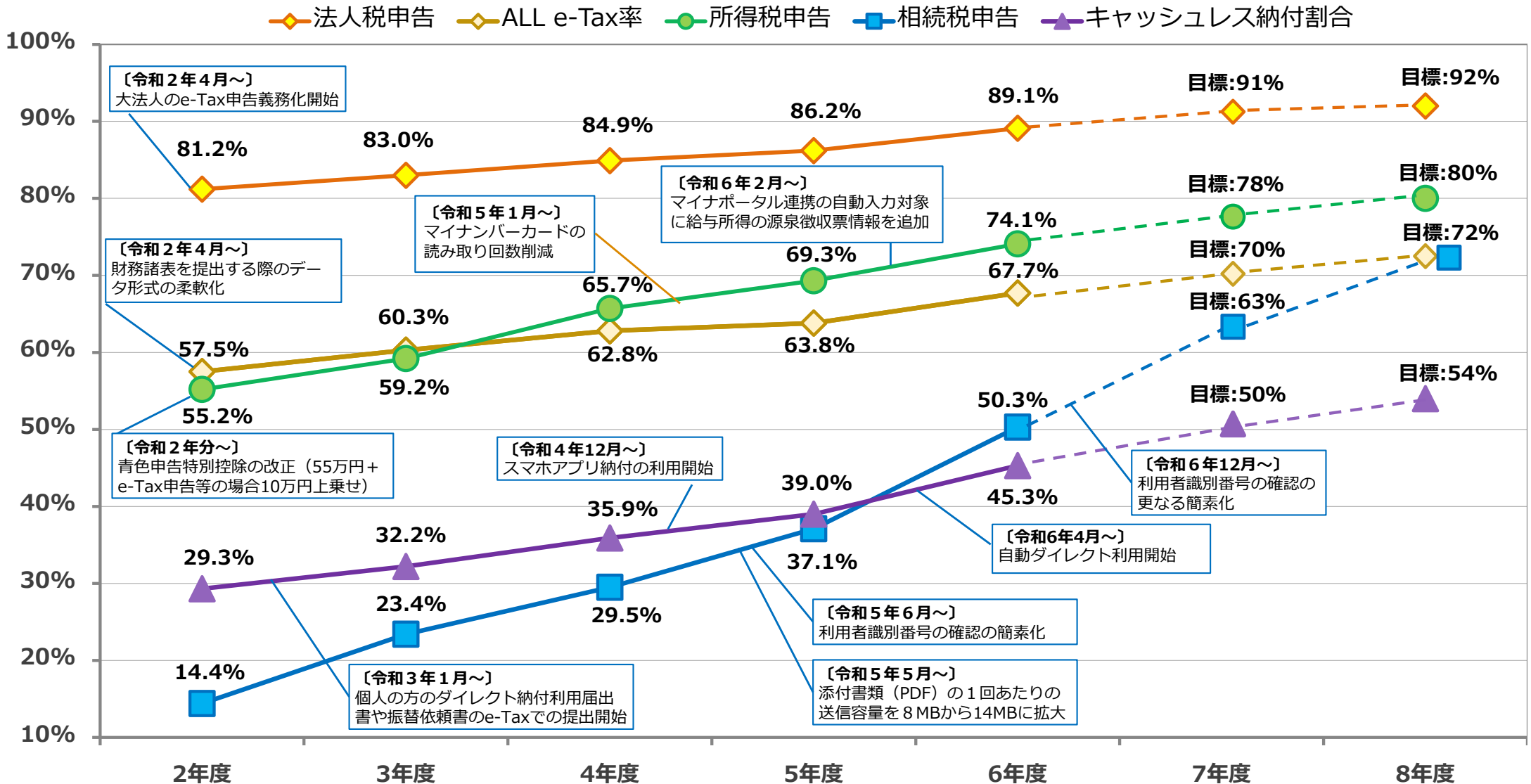
（1） 納税者が保有する税務関連情報のデジタル化と記帳水準の向上 （今後の課題）

現状、事業者におけるバックオフィス業務のデジタル化に関する対応状況は様々であり、例えば、売上高1,000万円以下の小規模な事業者においては、日々の取引（売上・仕入）の集計や記帳が手書きで行われている事業者が約半数を占めているとの調査があり、納税者が保有する税務関連情報のデジタル化を一層促進する必要があります。

このため、税務上の透明性確保と恩典適用のバランスを含め、e-Taxの普及状況も踏まえた青色申告制度の見直しを含む個人事業者の記帳水準の向上や、優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置などについて検討することが必要です。

e-Tax利用率の推移

- 国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進。
- e-Tax利用率は着実に増加。令和8年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指している。



（出所）国税庁公表資料「令和6年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」

個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。

区 分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者 （前々年分の所得が300万円以下）	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 （1）作成すべき帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、 現金出納帳、経費帳、 固定資産台帳、 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
（2）貸借対照表（BS） 損益計算書（PL）	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 （1）青色申告特別控除	・65万円 （e-Tax又は電子帳簿の保存 （※）） ・55万円（上記以外）	10万円		—
（2）事業専従者控除等	＜青色事業専従者給与＞ ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			＜事業専従者控除＞ ・配偶者：86万円 ・それ以外：50万円
（3）純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
（4）純損失の繰戻還付	○			×

(※) 仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存を行った上で、訂正などの履歴が残ること等の要件を満たす事後検証性の高い電子帳簿の保存（いわゆる「優良な電子帳簿の保存」）又は電子取引データの保存がデジタルシームレス要件を満たすことができるシステムを使用し、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存（令和9年分以後）【令和7年度改正】

個人事業者の申告・記帳状況：事業収入別（令和6年分）

- 令和6年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、以下のとおり。
- 全体の6割強が、簡易簿記あるいは白色申告。
- 事業収入が比較的大きい層では、正規簿記の割合の方が高い。

事業収入	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む)		
1円～300万円	8.2%	14.3%	20.5%	43.0%
300万円超～1,000万円	14.3%	9.9%	11.4%	35.6%
1,000万円超～5,000万円	11.3%	4.6%	2.3%	18.3%
5,000万円超～1億円	1.6%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円超～	0.9%	0.2%	0.0%	1.1%
合計	36.3%	29.3%	34.4%	100%

（注1）事業収入の金額が1円以上ある者（事業所得以外が主たる所得の者も含む）の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

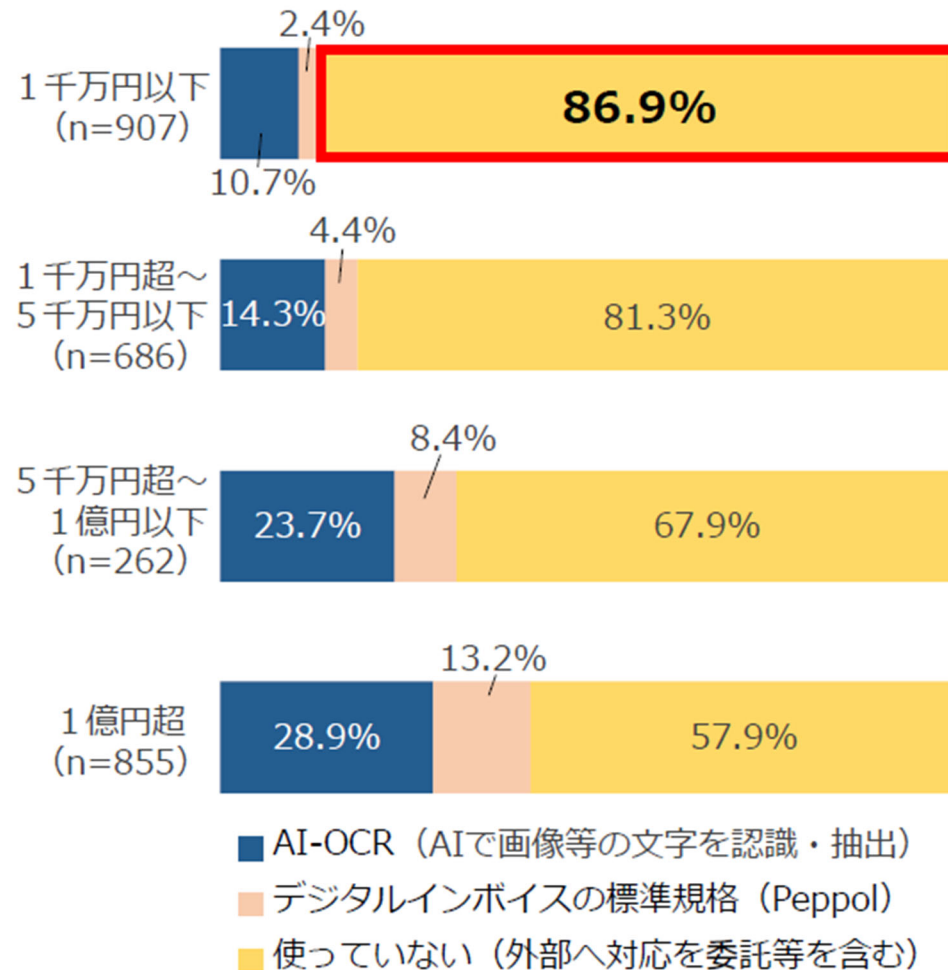
（注2）正規の簿記は「青特控除が10万を超えるもの」、簡易簿記は「青特控除が10万以下のもの」で集計。

（出所）国税庁調

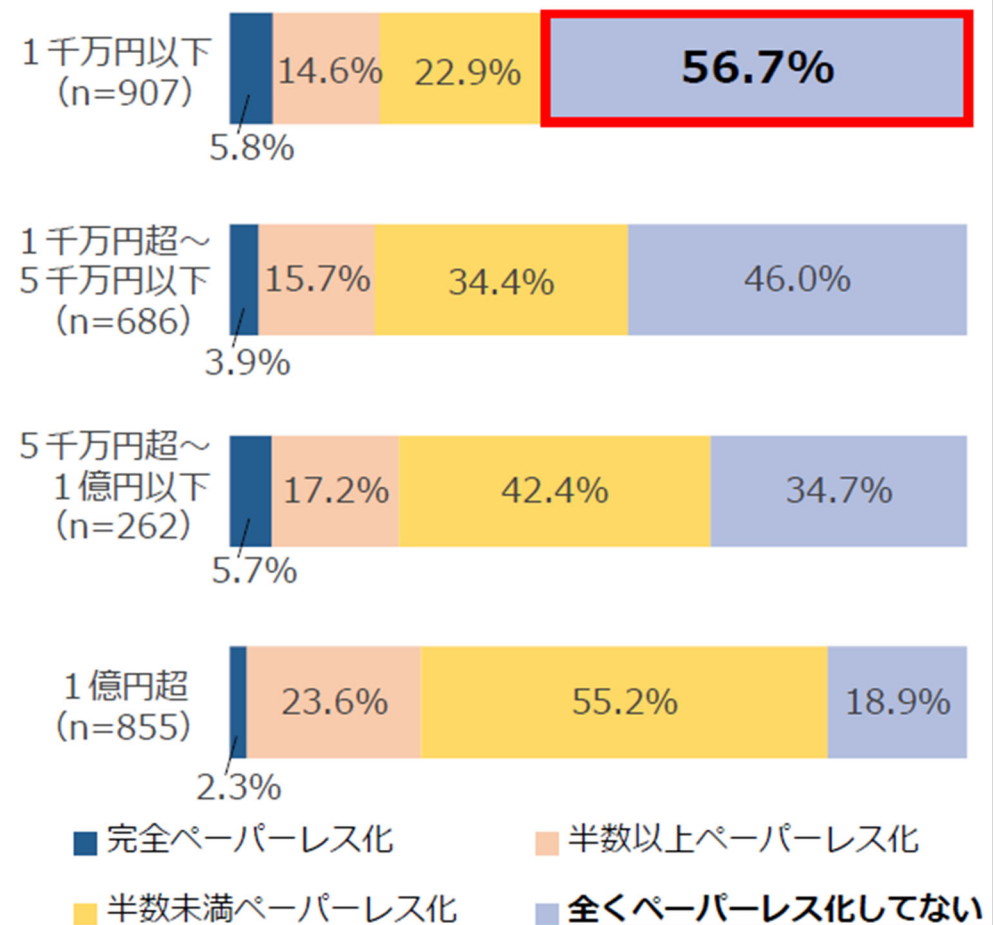
事業者のデジタル化の状況

- 規模が小さくなるほど、インボイス対応のためにツールを活用する割合が低く、「売上高 1 千万円以下の事業者」では86.9%が自社でツールを活用していない
- 規模が小さくなるほど、経理業務のペーパーレス化が進んでおらず、「売上高 1 千万円以下の事業者」では56.7%が全くペーパーレス化していない

【インボイス対応に活用しているツール】



【経理業務のペーパーレス化の状況】



(出所) 日本・東京商工会議所「中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査* 結果」(2025 年 9 月 9 日)

* 各地商工会議所の会員企業を対象とした調査。回答事業者の52.4%が個人事業主

個人事業者の記帳の概況（税務調査の対象者）

- 記帳水準が低いほど税務調査において「記帳不備」と指摘される割合は高まり、白色申告者では7割を超える状況。
- 白色申告及び簡易簿記は、資産項目の異動が記帳されておらず、申告漏れが生ずる可能性が高い。
- 一方、青色申告（正規の簿記）は、資産項目の異動が記帳されており、所得額を資産項目から検証することが可能。納税者にとって申告漏れの防止につながるメリットがある。
- 例えば、商品を現金で販売したことによる売上を記帳し忘れた場合、商品の減少や現金の増加などの資産項目の異動状況から、売上の記帳漏れを把握することが可能。

税務調査において「記帳不備」と確認された者の割合

記帳形式		元年7月 ～2年6月 調査分	2年7月 ～3年6月 調査分	3年7月 ～4年6月 調査分	4年7月 ～5年6月 調査分	5年7月 ～6年6月 調査分
青色 申告	正規 簿記	7.3%	8.9%	8.9%	7.5%	8.4%
	簡易 簿記	25.7%	25.9%	29.8%	25.9%	27.0%
白色申告		81.5%	83.9%	83.5%	78.8%	77.4%

（参考）「記帳不備」

実地調査において、（A）記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間（おおむね3か月程度以上）遅滞している場合、（B）記帳が全くされていない場合、又は（C）帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合と確認された事例を指す。

（出所）国税庁調

記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備（令和4年度改正）

○ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

【改正後】

- (1) その修正申告等があった時前に、帳簿（電子帳簿を含む。）【対象範囲：所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿】の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額（帳簿に記載すべき事項に基づく税額に限る。）に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重（下記②については、5%加重）する。
- ① 不記帳・不保存であった場合（その提出をしなかった場合）
 - ② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分な場合は①）

(2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記(1)の措置は適用しない。

（注1）上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり

- ・白色申告者・青色申告者（簡易・現金）・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿：売上帳、売掛帳、現金出納帳等
- ・青色申告者（複式）：仕訳帳、総勘定元帳（売上に係る部分に限る。）

（注2）令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

- ・ 給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ（加算税の加重）を課す。

②記載不備 (帳簿の保存（提出）あり)		①不記帳・不保存 (不提示・不提出)
	年間の所得計算をするには不十分	記載不備の程度が著しい ①と同視する
加算税の加重割合	加重なし 5 %	1 0 %

収入金額の記載水準

収入の3分の1以上について不記載

収入の5割以上について不記載

収入全て不記載（帳簿なし）

（注）収入金額は営業収入を使用。

これまでの議論における主な意見

- ・ コロナ禍で、持続化給付金や、家賃支援給付金など、各種の給付金の支給があったが、記帳を正確にしているか、会計状況をいかに的確に示しているかが問題となった。
- ・ 記帳水準の向上は、事業者の適正申告の確保に向けた中長期的な課題であるが早急かつ着実に取組を進める必要。今後の道行きについてロードマップを作成し計画的に取組を進めていくことが重要であり、政府税制調査会でも引き続き議論していくべきではないか。
- ・ 個人事業者についても、クラウド会計ソフトの発達で、比較的簡単に記帳できる環境は整っているということだから、もはや記帳が手間だということを言い訳には出来ない状況に来ているのではないか。
- ・ 事業者の使いやすいシステムになることが求められる。ベンダーに対する期待は大きく、連携、相互運用が容易となるようなシステムやアプリの開発がなされるように取り組んでいただきたい。
- ・ 記帳等のデジタル化を進めるに当たっては、仕事が効率化する、生産性が向上するということが前面にあるべき。その上で、納税環境整備としてもこれに資するという順番が大切。何らかのソフトの利用が義務化されるとか、結果的に税務上、不利益を被るようなことがないようにしないといけない。
- ・ デジタル化を進めれば、データ連携によって今ある手順を省略したりとか、より効率的に同時に進めたりとかすることも可能になるはず。現状の手順を一個一個デジタル化していくのではなく、手順を変えられないかという前提も持ちながら次世代の手順を書いていくことが必要。
- ・ デジタルシームレスを進める上では中核となる事業者が採用しなければなかなか前に進まないのではないか。「生産性の向上にみんなで取り組むことは社会的に重要な意義がある」ということや、「申告の適正に資するものである」ということ、そして、「この取組は社会貢献の一つの形なのだ」というような方向性が示されることには意味がある。
- ・ 税理士も納税者の身近な存在ということで専門家として重要なプレーヤーになる。事業者のデジタル化に向けて積極的な役割を果たしていきたい。
- ・ AIの利活用などが進んでいる状況にあり、柔軟に対応することが重要。時宜に見合った技術を活用していくことが必要。
- ・ AIガバナンスの視点が必要。国税、地方税に、この税に固有のリスクや課題があるはず。したがって、レビューをして課題を洗い出すという時期に来ているのではないか。